

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單額面 位金	發用振 行等替 額項及 の適	名法發號 稱條律行 及之根 及そ拠
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十一額十數又の 支次六一百五倍は規 払の年パ円年の記定 う算四丨に十金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一万額の定以律社 万円面振の下へ平 円金替適「平成 額機適用を振替 で八は受け法」 百日はるとい 十銀ものう。 四とし。 百する、 十する、 七。そ規	社條九特三個 債第年別年人向 、一法會計に利付 株式等の振替 第十三年法律第 二關する法律 三十回國庫債券 三回法律 号法律 十回債券 四十回債券 三回法律 四十回債券 四十回債券 六十回債券 六十回債券	財務省告示第 二十発行二年 五年条件等を 十一年五月 一月六日大臣 財務大臣 麻生太郎 告示する。個人 に発行した規 定十四人。

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.11}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十七年四月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

（昭和二十九年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者はその相続人が、又はその相続人（特別区を含み、市町村（特別区を含み、））が、死亡したとす

第十地 方自 治法（昭和二十二年法律第百五十二条の第一項）の規定は当該市又は当該都市にあつてます。

助法（昭和二十二年法律第百十災救助法）の区域において、災害が発生し、当該個人向
け国債には、當成二十六年十月から有する者に當該災害にかかる國債を

取れることとする。當成二十六年十月十五日から十五日前までに當該個人向
け国債の償還が當該個人の申請により算出された金額を請求する。當該個人は
當該個人の申請により算出された金額を請求する。當該個人は當該個人の申請
により算出された金額を請求する。

(一) 平成二十六年四月十五日から平成二十六年十月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額

(二) 平成二十六年四月十五日前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行